年次有給休暇の計画的付与協定

１，就業規則の改訂例

（年次有給休暇の計画的付与）
第〇〇条　会社は社員のみなさんの年次有給休暇の取得を容易にし、また取得を推進するために、社員みなさんをを代表するひととの間に、「年次有給休暇の計画的付与に関する協定」を締結します。
　　２　前項の協定が締結された場合においては、社員は協定で決めている内容にしたがって、年次有給休暇をとってもらいます。この場合、会社は年次有給休暇の請求の有無にかかわらず、協定で決めているところにより年次有給休暇の取得があったものとみなします。

（１）一斉付与方式

　　〇〇〇〇株式会社と〇〇〇〇株式会社社員代表とは、平成〇〇年度の年次有給休暇の一斉付与について、次のとおり協定します。
　第１条　この協定で対象とする休暇は、就業規則第〇〇条に定める年次有給休暇のうち、５日を超える日数の年次有給休暇とします。
　　２　この協定で対象とされない前項の５日の年次有給休暇については、その取得時季が事業の正常な運営を妨げない限り、各社員の指定する時季に取得できるものとします。
　第２条　この協定に基づいて年次有給休暇を付与する時季は次のとおりとします。
　　夏季休暇　平成〇〇年８月１５日から同年８月１７日まで
　第３条　この協定が成立した時点で、第１条第１項の５日に満たない社員については、その不足する日数につき特別有給休暇を与えたものとして取り扱います。
　第４条　この協定は平成〇〇年〇〇月〇〇日より平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とします。尚、有効期間満了の１ヶ月前に会社又は社員のいずれからも異議の申し出がない場合、さらに１年間更新するものとし、以降も同様の取扱いとします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇〇〇株式会社
代表取締役　〇〇　〇〇

社員代表
営業部主任　〇〇　〇〇